

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年1月28日

高浜市長 吉岡初浩

記

1 入札に付する事項

- (1) 公表番号 2高財入第173号
(2) 工事名 港小学校校舎増築工事
(3) 路線等の名称 港小学校
(4) 工事場所 高浜市碧海町地内
(5) 工期 令和3年3月23日から
令和3年9月30日まで

- (6) 工事概要 校舎増築工 一式
建築工事 一式
電気設備工事 一式
機械設備工事 一式

(7) 入札の執行方法等

- ア 高浜市契約規則（昭和51年高浜市規則第1号。以下「契約規則」という。）及び高浜市公共工事関係入札者に関する要綱（平成9年5月20日施行。以下「入札者に関する要綱」という。）に定めるところにより一般競争入札を下記のとおり行う。
- イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札の回数は、1回とする。
- エ 本件の入札方式は電子入札（あいち電子調達共同システム（CALLS/EC（以下「電子入札システム」という。））により執行する。
- オ 入札時には、内訳書を添付すること。

(8) その他

- ア 希望価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた価格）
金 124,000,000円
- イ 契約書の要否 必要

ウ	低入札調査価格の有無	有
エ	失格判断基準価格の有無	有
オ	契約保証	必要

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、本市が発注する建設工事に係る競争入札参加資格審査を受けている者のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）（以下「建設業法」という）第3条第1項の規定により、建築一式工事業に係る建設業許可を受けていること。
- (3) 令和2・3年度高浜市競争入札参加有資格者名簿（工事）の建築一式工事業に登録されており、建築一式工事の経営事項審査の総合評点が次の要件を満たし、かつ愛知県内に本店又は支店を有すること。
 - ア 市内業者及び準市内業者（※注意事項(1)及び(2)参照）
総合評点700点以上であること。
 - イ 市外業者及び県内業者（※注意事項(3)及び(4)参照）
総合評点850点以上であること。
- (4) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下「主任技術者等」という。）を当該対象工事について、建設業法の規定に従い適切に施工現場に配置できること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立てをなされている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをなされている者でないこと。
- (7) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から入札日までの間に高浜市工事等請負契約に係る入札参加停止取扱要綱（平成18年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (8) この公告の日から開札の日までの期間において、「高浜市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年4月1日施行）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (9) 本市に納める市税、料金等に未納がないこと。

3 入札参加資格の確認に関する事項

(1) 入札参加方法

入札に参加を希望する者は、電子入札システムにて、一般競争参加資格確認申請書に、一般競争入札参加資格確認資料（(3)に掲げる資

料（以下「資格確認申請書等」という。）を添付して申請し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、期限までに資格確認申請書を提出しない者、及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 資格確認申請書等の提出期間

令和3年1月28日（木）から令和3年2月12日（金）午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ その他

提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。なお、提出された書類の返却は行わない。

(2) 一般競争入札参加資格の確認は、資格確認申請書等の提出期限の日をもって行い、その結果は、令和3年2月24日（水）までに通知をする。

(3) 一般競争入札参加資格確認資料は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（実印の押印があるものの写し）

イ 建設業許可証明書（写し）

ウ 「営業所一覧表（新規許可等）」又は「営業所一覧表（更新）」（※建設業許可申請時に提出したもの）（写し）

エ 配置予定の主任（監理）技術者の資格者証（写し）

オ 経営事項審査結果通知書（審査基準日が開札日において契約締結予定日（令和3年3月22日）より1年7か月以内のもの）（写し）

4 契約条項等を示す場所

(1) 設計図書等の閲覧

ア 設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の入札情報サービスの入札公告よりダウンロードすること。なお、設計図書等がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせること。

イ 問い合わせ場所

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市役所総務部財務グループ（2階 26番窓口）

電話 0566-52-1111（代表） 内線312

ウ 閲覧期間

令和3年1月28日（木）から

(2) 設計図書等に対する質問及び回答

本公告（及び入札関係図書）に対する質問は、次のとおり文書を持参または郵送（書留郵便に限る。郵送の場合は令和3年2月5日当日消印有効とする。）によって受け付ける。受付場所は上記、問い合わせ場所に同じ。

様式は自由とするが、A4サイズとし、宛名は「高浜市長（財務グループ）」とし、「公表番号」と「工事名」を文書に記載のこと。

ア 質問書の提出期限 令和3年2月5日（金）午後5時まで

イ 回答公開日 令和3年2月10日（水）

ウ 回答公開方法 あいち電子調達システム（CALS/EC）の「入札情報サービス」において、本件入札公告を掲示しているページに、添付資料として掲載する。

5 入札書の受付期間、開札日時及び場所

(1) 受付期間（電子）

令和3年3月15日（月）午前8時30分より

令和3年3月16日（火）午後4時30分まで

工事費内訳書を併せて送信すること。

(2) 開札日時

令和3年3月17日（水）午前9時30分

(3) 場 所

高浜市役所 2階会議室

6 その他

(1) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、契約規則及び入札者に関する要綱の定めるところにより、入札日の前日までに入札保証金を納付し、又は入札保証金の納付に変わる担保を提供しなければならない。ただし、高浜市契約規則及び入札者に関する要綱の規定により、入札保証金の全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでない。

参考：高浜市契約規則第11条（入札保証金の納付の免除）

契約担当者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に、本市、国（公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 一般競争入札に参加しようとする者が、落札者となった場合において、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者がその責に帰すべき理由により契約を締結しないときは、当該落札者の入札保

証金は還付しない。

ウ 落札者の入札保証金は、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(2) 入札の無効

契約規則第12条及び入札者に関する要綱第14条に該当する入札のほか、入札参加者の資格を有しない者がした入札、または、虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 落札者の決定

低入札価格調査の基準となる価格を設定した場合は、その価格を下まわる入札をした者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、希望価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(4) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、高浜市契約規則第32条に該当する場合は不要とする。

(5) 入札執行において落札者となった者が、契約保証金を納付しないとき又は当該対象工事について、契約保証金の納付に代わる次のいずれかの措置を講じないときは、契約を締結しないことがある。

ア 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供

イ 履行保証保険契約の締結

ウ 工事履行保証契約の締結(履行ボンド)

(6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。

(7) 前金払については、請負金額の10分の4を超えない範囲内においてすることができる。

(8) 前金払を行った工事については、中間前金払をすることができることとする。

(9) 落札者は、この契約による事項を処理するための個人に関する情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(10) 暴力団排除に関する事項として次のとおり扱う。

ア 開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しない。

イ 暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

ウ 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(11) その他

入札に参加する者は、入札者に関する要綱、入札説明書等を熟読し、入札者の心得を遵守すること。

注意事項

- (1) 「市内業者」とは、高浜市内に本店を有する者であって、建設業法第3条第1項の許可を受けてから高浜市内における営業年数が5年以上あり、かつ、直前3年度において引き続き高浜市競争入札参加有資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されているものをいう。
- (2) 「準市内業者」とは、碧南市、刈谷市、安城市又は知立市に本店を有する者であって、高浜市内に従業員を常勤させている営業所(建設業法第3条第1項に規定する営業所であって、本店以外のものをいう。)を置いているもののうち、当該営業所に係る建設業法第3条第1項の許可を受けてから高浜市内における営業年数が5年以上あり、かつ、直前3年度において引き続き資格者名簿に登載されているものをいう。
- (3) 「市外業者」とは、碧南市、刈谷市、安城市又は知立市に本店を有する者であって、建設業法第3条第1項の許可を受けてからそれぞれの市における営業年数が5年以上あり、かつ、直前3年度において引き続き資格者名簿に登載されているものをいう。
- (4) 「県内業者」とは、愛知県内に本店又は支店を有する者であって、建設業法第3条第1項の許可を受けてから愛知県内の市町村における営業年数が5年以上あり、かつ、直前3年度において引き続き資格者名簿に登載されているものをいう。
- (5) 市外業者の方へ
 - ア 本工事を受注した場合において、本工事の一部を下請発注すると

きは、できる限り市内業者を活用するよう努めるものとする。

イ 本工事を受注した場合において、施工に必要な工事資材、建設機械等を購入または借入れするときは、できる限り市内業者を活用するよう努めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による事務において個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、高浜市個人情報保護条例（平成7年高浜市条例第37号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の関係法令（以下「関係法令」という。）を遵守し、この契約による事務の処理のために必要な範囲内で、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(特定個人情報を取り扱う者の明確化)

第2条 乙は、この契約による事務において特定個人情報を取り扱う場合は、当該個人情報を取り扱う者をあらかじめ明確にし、甲の求めがあったときは、速やかに報告しなければならない。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務において個人情報を収集するときは、その利用目的を明示し、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第4条 乙は、この契約による事務において収集し、又は提供を受けた個人情報をこの契約による事務の処理以外の目的に利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務において収集し、又は提供を受けた個人情報を第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務において収集し、又は提供を受けた個人情報が記載された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務において収集し、又は提供を受けた個人情報が記録された資料等（複写又は複製したものを含む。次条において同じ。）を事業所内から持ち出してはならない。

(資料等の引渡し)

第8条 乙は、この契約が終了したときは、速やかに、この契約による事務において収集し、又は提供を受けた個人情報が記録された資料等を甲に引き渡さなければならない。ただし、甲が別の方法を指示した場合は当該方法によるものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了した後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第11条 乙は、この契約による事務において個人情報を取り扱う者（以下「従事者」という。）に対して、個人情報の取扱いについて適切に監督し、及び教育し、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止に努めなければならない。

(従事者への周知)

第12条 乙は、従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、関係法令の規定に基づき処罰される場合があることを周知しなければならない。

(実施調査等)

第13条 甲は、この個人情報取扱特記事項の内容の遵守の状況について、随時、乙に対して報告を求め、実施調査を行い、又は必要な指示を行うことができる。

(事故の場合の措置)

第14条 乙は、この個人情報取扱特記事項の内容に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに甲に報告し、指示に従わなければならない。

(契約解除等)

第15条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除し、及び損害賠償を請求することができる。

(注) 甲は実施機関、乙は受託者をいう。